4 2欄の①から④までについては、計画対象期間において労働者派遣法第5条第1項の許可 を受けて行っている、又は行おうとする労働者派遣事業に係る派遣労働者として雇用して いることが予定される1日当たり平均数を記載すること。

この場合において、「1日当たりの平均数」とは1日当たりの派遣労働者の労働時間数の合計を当該事業所における通常の労働者(例えば、派遣労働者の雇用管理や派遣先との連絡調整等の業務を行う者がこれに該当する。)の1人1日当たりの労働時間数で除した数をいうこと。

- 5 2欄の①、③及び④の「登録者」については、計画対象期間において労働者派遣法第5条 第1項の許可を受けて行っている、又は行おうとする労働者派遣事業に係る登録者(雇用さ れている者を含み、過去1年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除く。)であ ることが予定される者の1日当たりの平均数を合計欄に記載すること。
- 6 4欄は、労働者派遣事業関係業務に従事する者の指揮命令の系統及び派遣元責任者(派遣元責任者の職務代行者を含む。)の地位を記載すること。
- 7 5欄には、計画対象期間において派遣労働者を従事させようとする業務の平均及び主な 業務別の派遣料金、賃金額及びその他事業者の負担する金額を記載すること。業務別の状 況については、派遣労働者が従事する業務に該当する日本標準職業分類の分類番号(中分 類とすること。)及び具体的な業務内容を記載すること。
- 8 5欄の①から⑤までには、計画対象期間における労働者派遣に関する平均的な1人1日(8 時間として算定すること。以下この8において同じ。)当たりの労働者派遣に関する料金の額、平均的な1人1日当たり派遣労働者の賃金の額及び当該労働者派遣に関して事業主が負担するその他の総額(1人1日当たりの額として算定した額)、このうち労働保険料及び社会保険料の事業主負担分の額(1人1日当たりの保険料の額として算定した額)をそれぞれ記載すること。
- 9 6欄には「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育」について、7欄には一般教養的な訓練等の「その他の教育訓練」(6欄及びキャリアアップ措置に係るものを除く)について、それぞれ主な教育訓練計画を記載すること。
- 10 6欄及び7欄については教育訓練コース単位で記載すること。6欄については5コースを、 7欄については3コースを本欄に記載すること。
- 11 6欄について、実施内容が労働安全衛生法第59条第1項の規定に該当する場合は、その 内容に合致する労働安全衛生規則第35条第1項各号のうち該当号数に応じた1~8までの数 字を、労働安全衛生法第59条第2項の規定に該当する場合は9を、同条第3項に該当する場 合は10を、その教育の主な内容に応じて最大2つまで記載すること。
- 12 6欄の「教育の内容」及び7欄の「訓練の内容」については、「4S(整理・整頓・清掃・ 清潔)運動」、「KY(危険予知)活動」、「ヒヤリハット事例の報告」等具体的に記載する

こと。

- 13 7欄の訓練の方法のうち、「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF—JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。
- 14 労働安全衛生法第59条に基づく安全衛生教育については、事業主の義務として業務時間中に行うものであることから、「無償」かつ「有給」で行うべきものであることに留意すること。
- 15 7欄の「訓練費負担の別」について、「1 無償(実費負担なし)」はテキスト代等を含め訓練の全てを無償で実施すること、「2 無償(実費負担あり)」はテキスト代等の実費負担があるものの原則として無償で実施すること、「3 有償」はこれら以外をいうこと。
- 16 7欄の「賃金支給の別」について、「1 有給(無給部分なし)」は全ての訓練を受けることに対して給与を支払うこと、「2 有給(無給部分あり)」は自主的に実施する訓練については無給とする場合があるものの原則として訓練を受けることに対して給与を支払うこと、「3 無給」は訓練を受けることに対して給与を支払わないことをいうこと。
- 17 6欄及び7欄の「1人当たりの平均実施時間」については、対象労働者に対して実施予定 の平均的な教育訓練時間を記載すること。
- 18 8欄の「教育の実施責任者」は、安全衛生教育の実施に関し責任を有する者の地位及び氏名を記載すること。
- 19 9欄は、海外派遣の予定の有無について、該当する数字を○で囲むこと。
- 20 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。